

高鍋町告示第29号

令和2年第2回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月29日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和2年6月4日(木)

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
後藤 正弘君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
緒方 直樹君	青木 善明君

○6月8日に応招した議員

同上

○6月9日に応招した議員

同上

○6月10日に応招した議員

同上

○6月16日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和2年6月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 例月現金出納検査結果報告
 - (3) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)[高鍋町税
条例等の一部改正について]
- 日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)[高鍋町国
民健康保険税条例の一部改正について]
- 日程第6 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(専決第11号)[高鍋町税
条例の一部改正について]
- 日程第7 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)[支払督促
の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第8 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)[支払督促
の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第9 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)[支払督促
の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第10 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)[支払督促
の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第11 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号)[支払督促
の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第12 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号)[支払督促
の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第13 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(専決第10号)[支払督促
の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第14 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(専決第13号)[支払督促
の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第15 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(専決第14号)[支払督促
の訴訟への移行による訴えの提起について]

- 日程第16 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（専決第15号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第17 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（専決第16号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第18 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（専決第18号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第19 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）〕
- 日程第20 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第12号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）〕
- 日程第21 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第17号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕
- 日程第22 報告第1号 令和元年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第23 報告第2号 令和元年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び令和2年度会計予算について
- 日程第24 同意第3号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第25 同意第4号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第26 同意第5号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第27 同意第6号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第28 同意第7号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第29 同意第8号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第30 同意第9号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第31 議案第50号 令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業について
- 日程第32 議案第51号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第33 議案第52号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第34 議案第53号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第35 議案第54号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第36 議案第55号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第37 議案第56号 高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第38 議案第57号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第39 議案第58号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 例月現金出納検査結果報告
 - (3) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔高鍋町税条例等の一部改正について〕
- 日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕
- 日程第6 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（専決第11号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕
- 日程第7 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第8 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第9 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第10 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第11 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第12 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第13 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第14 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第15 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（専決第14号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第16 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（専決第15号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第17 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（専決第16号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第18 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（専決第18号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕
- 日程第19 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）〔令和2年

- 度高鍋町一般会計補正予算（第1号）]
- 日程第20 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第12号）[令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）]
- 日程第21 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第17号）[令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）]
- 日程第22 報告第1号 令和元年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第23 報告第2号 令和元年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び令和2年度会計予算について
- 日程第24 同意第3号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第25 同意第4号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第26 同意第5号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第27 同意第6号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第28 同意第7号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第29 同意第8号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第30 同意第9号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第31 議案第50号 令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業について
- 日程第32 議案第51号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第33 議案第52号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第34 議案第53号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第35 議案第54号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第36 議案第55号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第37 議案第56号 高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第38 議案第57号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第39 議案第58号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

1 番 田中 義基君	2 番 永友 良和君
3 番 八代 輝幸君	5 番 松岡 信博君
6 番 後藤 正弘君	7 番 黒木 博行君
8 番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 緒方 直樹君	16番 青木 善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	島埜内 遵君
教育長	……………	川上 浩君	農業委員会会長	……………	坂本 弘志君
代表監査委員	……………	黒木 輝幸君			
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				野中 康弘君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	長友 和也君
農業政策課長	……………	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	…	飯干 雄司君
地域政策課長	……………	日高 茂利君			
会計管理者兼会計課長	……………				杉 英樹君
町民生活課長	……………	鳥井 和昭君	健康保険課長	……………	川野 和成君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	山下 美穂君			

午前10時00分開会

○議長（青木 善明） おはようございます。

只今から、令和2年第2回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。

令和2年第2回高鍋町議会定例会の招集に伴い、先日6月1日、午前10時より第3会議室において、議会運営委員会、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び関係課長の3名、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今定例会に提案されます案件は、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔高鍋町税条例等の一部改正について〕など、条例の一部改正の専決が3件、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕が12件、議案第47号専決処分の承認を求める

ことについて（専決第9号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）〕など、補正予算が3件、報告第1号令和元年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてなど、報告が2件、同意第3号高鍋町農業委員会の委員の任命についての同意案件が7件、議案第50号令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業について、議案第51号高鍋町税条例の一部改正についてなど、条例の一部改正が5件、議案第56号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議案第57号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）及び議案第58号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上、36件の説明を執行部より受け、特に意見はなく、その後、議会事務局より日程についての説明があり、議案第32号から第49号までの専決処分については、6月9日の一般質問終了後に質疑、討論、採決を行い、会期については本日6月4日から6月16日までの13日間で行うことで、委員全員の意見の一致を見たところであります。

また、コロナウイルス継続中でありますので、議会のスムーズな運営に議員各位及び執行部の皆様方の御協力をお願いいたしまして、報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（青木 善明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番、日高正則議員、14番、杉尾浩一議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（青木 善明） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆さん、おはようございます。

令和2年3月1日から令和2年5月31日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策本部会議についてでございますが、第1回会議を2月25日に開催し、5月29日までに計18回開催しております。国、県の対応状況や各地の発生状況等の情報共有、高鍋町の対応基準や学校や社会教育施設等の対応などについて協議し、感染防止及び感染拡大防止に努めてまいりました。今後も、国、県の動向を

注視し、高鍋町の実態に即した体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、「高鍋大師花守山植樹祭 植える・カム」についてでございますが、3月15日、新型コロナウイルス感染症予防のため、一般参加の中止など、規模を縮小し高鍋大師において開催されました。今回は、モミジやツツジなど1,000本の苗木が植樹されました。参加された有志の方々は、花木で彩られる花守山を楽しみにしながら、丁寧に作業をされておりました。

次に、高鍋温泉めいりんの湯感謝の会についてでございますが、4月3日、高鍋温泉めいりんの湯で開催され、リニューアルオープンを祝いました。高鍋温泉めいりんの湯は、株式会社メモリード宮崎による完全民営化での営業が始まり、温泉の施設につきましても昨年度実施した配管設備工事の完了などにより、完全かけ流しの安全安心な施設として生まれ変わりました。今後も、多くの方が積極的に利用できるよう、町を挙げて後押ししてまいりたいと考えております。

次に、消防団辞令交付式についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新入団員や退団者の出席は求めずに、4月11日に高鍋町役場において開催いたしました。退任しました副団長や旧部長の方々、御出席はされておきませんが、これまで消防団を支えていただいた退団者の方々に対し、これまでの感謝をお伝えするとともに、新たな幹部と部長の方々に激励の言葉を贈りました。今年度は、町大会から全国大会までの全ての消防操法大会などが中止となりましたが、様々な形で消防団活動の意義を学び、地域の方々の安全安心につなげていただきたいと期待をしております。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（青木 善明） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は会期日程予定表のとおり、本日から6月16日までの13日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの13日間に決定いたしました。

日程第4. 議案第32号

○議長（青木 善明） 日程第4、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔高鍋町税条例等の一部改正について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第32号（専決第1号）〔高鍋町税条例等の一部改正につい

て] 提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和2年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部を改正する法律において、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、同法律は令和2年3月31日に公布、同年4月1日から施行されており、税務事務に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 議案第32号（専決第1号）〔高鍋町税条例等の一部改正について〕詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年度税制改正大綱の閣議決定を受け、地方税法等の一部が改正されたため、関連する条項を改正するものでございます。

それでは、議案の3枚目を御覧ください。

改め文の1ページ、上段になります。

未婚のひとり親に対する税制上の措置に関する改正でございます。第36条の3の2から第36条の3の3までの改正規定、次めくっていただきまして、3ページ目になります。下のほうですね、第2条の改正全文、こちらが該当する条文となります。内容といたしましては、平成31年度の税制改正において、障がい者、未成年者、寡婦、寡夫に対する非課税措置に、新たに単身児童扶養者を加えることとされ、令和3年度分の個人住民税から適用される予定でしたが、今回の改正により寡婦、寡夫、単身児童扶養者が削除され、ひとり親が新たに規定されたことに伴い、申告書の名称変更、及び単身児童扶養者の記載を不要とするものでございます。

次に、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応に関する改正で、2点ございます。

まず、改め文、1ページの中段、11行目、上から11行目になります。

第54条第2項の改正規定から同条第5項の追加規定までが該当する改正条文でございます。

内容といたしましては、調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が1人も明らかにならない場合、事前に使用者に通知した上で、使用者を所有者として固定資産台帳に登録し、固定資産税を課することができるものとしてございます。

次に、改め文、その下になります。第74条の3の追加規定から2ページ目の上段、第75条第1項の改正規定までが該当する改正条文でございます。

内容といたしましては、登記名義人等が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有に対し、指名、住所等必要な事項を申告させることができるものとしてございます。

次に、住民税の課税特例適用期限の延長に関する改正でございます。改め文の2ページ目、中段になります。附則第8条の改正規定、こちらが該当する改正条文でございます。

内容といたしましては、肉用牛の売却による事業所得、1頭当たり100万円未満であれば1,500頭まで所得税や住民税が免除される特例措置を3年間延長するものでございます。

そのほか、地方税法の条項のずれ、あと元号の改正などに関する改正などを行っております。

以上で、説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で、説明を終わりました。

日程第5. 議案第33号

○議長（青木 善明） 日程第5、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第33号（専決第2号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和2年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部を改正する法律及び、地方税法施行令の一部を改正する政令において、基礎課税額に係る課税限度額及び保険税軽減措置の所得判定基準額の引き上げ等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、同法律及び同政令は令和2年3月31日に公布、同年4月1日から施行されており、税務事務に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 議案第33号（専決第2号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年度税制改正大綱の閣議決定を受け、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正されたため、関連する条項を改正するものでございます。

まず、保険税の基礎賦課額に係る賦課限度額の引き上げに関する改正でございます。

改め文、3枚目になりますが、第2条第2項の改正規定から第23条前段の改正規定までが該当する改正条文となります。

内容といたしましては、基礎課税額を61万円から63万円に、介護納付金課税額を16万円から17万円に引き上げるものでございます。

次に、保険税軽減措置の所得判定基準額の引き上げに関する改正でございます。改め文の第23条第2号の改正規定が該当する改正条文でございます。

内容といたしましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者数に乗すべき金額を51万円から52万円に引き上げるものでございます。その他の改正規定につきましては、長期譲渡所得の特別控除を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

日程第6. 議案第34号

○議長（青木 善明） 日程第6、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（専決第11号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第34号（専決第11号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が、納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための地方税法等の一部を改正する法律において、固定資産税等の軽減措置の創設、軽自動車税環境性能割、臨時的軽減の延長、徴収の猶予制度の特例の創設等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、同法律は令和2年4月30日に公布及び施行されており、税務事務に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 議案第34号（専決第11号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が、納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための地方税法等の一部を改正されたため、関連する条項を改正するものでございます。

まず、固定資産税等の特例措置に関する改正でございます。

改め文、3枚目になります。の上段、附則第10条から附則第10条の2第25項の追加規定までが、該当する改正条文となります。

内容といたしましては、まず第61条文につきましては中小事業者等に対する固定資産税等の減減措置で、令和2年2月から10月までの任意の3か月の売上高が前年同期と比べて3割以上減少している中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を軽減するものでございます。

令和3年1月31日までに申告をしていただく必要があり、課税標準額を3割から5割

未満の減少の場合は2分の1、5割以上減少の場合はゼロとするものでございます。

次に、第62条及び附則第10条の2第25項部分につきましては、中小事業者等に対する固定資産税の特例措置の拡充で、生産性特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、課税の特例措置の対象を償却資産等に加え、一定の事業用家屋及び構築物を加えること、また課税標準額に乗ずる割合をゼロとするものでございます。

次に、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減に関する改正でございます。改め文の中段、附則第15条の2の改正規定が該当する改正条文となります。

内容といたしましては、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車を対象とするものでございます。

次に、徴収猶予の特例に関する改正でございます。改め文の一番下のほうになります。附則第24条の追加規定が該当する改正条文となります。

内容といたしましては、徴収猶予に係る申請書の訂正、提出の期間を条例第9条第7項の規定に準じ20日とするものでございます。今回新たに設けられた徴収猶予制度の概要でございますが、対象者は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に、前年同期比おおむね20%以上の減少があり、かつ納税することが困難である事業者等で、無担保延滞金なしで1年間徴収を猶予するものでございます。

対象となる税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納付期限が到来する町民税、固定資産税などの地方税となります。

以上で説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

日程第7. 議案第35号

日程第8. 議案第36号

日程第9. 議案第37号

日程第10. 議案第38号

日程第11. 議案第39号

日程第12. 議案第40号

日程第13. 議案第41号

日程第14. 議案第42号

日程第15. 議案第43号

日程第16. 議案第44号

日程第17. 議案第45号

日程第18. 議案第46号

○議長（青木 善明） 日程第7、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（専

決第3号) [支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について] から、日程第18、議案第46号専決処分の承認を求めることについて(専決第18号) [支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について] まで、以上12件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(黒木 敏之君) 議案第35号(専決第3号) [支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について] から、議案第46号(専決第18号) [支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について] まで、一括して提案理由を申し上げます。

議案第35号から議案第46号についてでございますが、いずれも町営住宅使用料について、その滞納者及び連帯保証人に支払いを求め、支払督促の申立てを行ったところ、督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、訴訟に移行したもので、異議申立て後、速やかに訴訟手続を行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、12件の議案につきまして御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(青木 善明) 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長(宮越 信義君) 議案第35号(専決第3号) から議案第46号(専決第18号) までの[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について] でございますが、相手方により事件番号、裁判所、専決日が異なるため、それぞれ議案として提出しておりますが、訴えの内容につきましては同じでございますので、一括して詳細説明を申し上げます。

まず、支払督促の申立てを行った経緯から説明をさせていただきます。

地方公共団体には、地方自治法第231条の3第1項において、分担金等の歳入を納期限までに納付しないものがあるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。同条第3項において、督促を受け指定の期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができると規定をされております。本町におきましては、後期高齢者医療保険料、介護保険料などが該当する債権となります。

次に、地方自治法第240条において、地方公共団体の長は債権について政令の定めるところにより、その督促、強制執行、その他保全及び取り立てに関し、必要な措置をとらなければならないと規定され、地方自治法施行令第171条において、地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く債権について、履行期限までに履行しないものがあるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

同法第171条の2において、第171条の規定による督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、同条第3号の規定により訴訟手続により履行を請求することと規定をされております。今回の町営住宅使用料、水道料金などが該当する債権となります。これらの債権につきましては税、あと介護保険料などのように町が直接強制執行ができない債権でございます。民事訴訟法による支払督促や訴訟により債務名義を取得することで、強制執行ができるようになる債権でございます。

今回の支払督促の申立てにつきましては、滞納金の支払いを促す狙いもございますが、さらに滞納された場合に強制執行ができるように申立てを行ったものというものでございます。

次に、申立てを行った対象者でございますが、これまで督促や催告を繰り返し行ってきたが支払いがない。支払いの約束をしながら守られないなど、早期に完納が見込めないと判断をいたしました住宅の借主13名と、その方の連帯保証人7名、計20名でございます。遅延損害金を含めた滞納金額につきましては、少ない方で19万3,000円、一番多い方で261万円となっており、滞納月数につきましても14月から9月となっております。

次に、支払督促申立て後の経緯でございます。

今回の支払督促は、滞納額を一括で支払うよう3月30日及び4月15日付で申立てを行っております。そのうち2件、対象者3名につきましては全額完納をされております。そのほか、送付先不明等による未受領者が2名、現在再送付中でございます。未受領者で住所等再調査が必要と判断し取り下げたものが1名、仮執行宣言つき申立てに移行したものが3名、異議申立て11名ございました。その後、仮執行宣言つき申立書の1名から異議申立てがなされ、最終的に12名の方から異議申立てがされております。

最後に、裁判及び専決処分を行なった経緯でございます。

民事訴訟法第395条におきまして、督促異議の申立てがあった場合は、支払督促の申立てのときに遡って訴えの提起があったものとみなすと規定をされております。異議申立てが今回された時点で、通常の訴訟手続に移行するということとなります。

また、地方自治法第96条、こちらにおきましては、普通地方公共団体がその当事者である訴えの提起は議決しなければならないと規定をされておりますが、同法179条第1項において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるときは、地方公共団体の長はその議決すべき事件を処分することができることも規定されております。

本件は、異議申立てがされて初めて訴訟に移行すること、異議申立て後、おおむね2週間をめどに議決書を裁判所に提出しなければならないこと、申立者ごとに裁判となることなどから、期日や相手方などが確定してから、議案として提案する時間的余裕がないということから専決処分をさせていただいたものでございます。

事件番号、裁判所、専決処分日等につきましては、それぞれ議案に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明が終わりました。

日程第19. 議案第47号

日程第20. 議案第48号

日程第 2 1. 議案第 4 9 号

○議長（青木 善明） 日程第 1 9、議案第 4 7 号専決処分の承認を求めることについて（専決第 9 号）〔令和 2 年度高鍋町一般会計補正予算（第 1 号）〕から日程第 2 1、議案第 4 9 号専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 7 号）〔令和 2 年度高鍋町一般会計補正予算（第 3 号）〕まで、以上 3 件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第 4 7 号（専決第 9 号）〔令和 2 年度高鍋町一般会計補正予算（第 1 号）〕についてから、議案第 4 9 号（専決第 1 7 号）〔令和 2 年度高鍋町一般会計補正予算（第 3 号）〕についてまでを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 4 7 号（専決第 9 号）〔令和 2 年度高鍋町一般会計補正予算（第 1 号）〕についてでございますが、本案につきましては新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した事業者の当面の生活資金、及び事業の継続を支援するため早急な対応を行う必要があることから、専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 5,882 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 6,822 万 3,000 円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は新型コロナウイルス感染症緊急対策給付金及び補助金の増額、及び蔓延防止対策のため中止したイベント等に係る経費の減額で、歳入はふるさとづくり基金繰入金増額及びイベント中止による使用料等の減額でございます。

次に、議案第 4 8 号（専決第 1 2 号）〔令和 2 年度高鍋町一般会計補正予算（第 2 号）〕についてでございますが、本案につきましては、国の補正予算成立後、速やかに特別定額給付金及び子育て世代への臨時特別給付金を支給するため、専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2 億 5 9 1 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1 7 億 6,273 万 3,000 円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金、並びに子育て世帯応援給付金等の増額。歳入は定額給付金給付補助金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金、及びふるさとづくり基金繰入金等でございます。

次に、議案第 4 9 号（専決第 1 7 号）〔令和 2 年度高鍋町一般会計補正予算（第 3 号）〕についてでございますが、本案につきましてはひとり親世帯の経済的支援、事業者支援の拡充及びプレミアム付き商品券発行事業を早急に実行するため、専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 9,917 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1 8 億 6,191 万円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は議員の行政調査費の減額、ひとり親世帯応援給付金、新型コロナウイルス感染症緊急対策給付金及びプレミアム付き商品券発行事業補助金の増額で、歳入は応援消費プレミアム付き商品券発行事業補助金及びふるさとづくり基金

繰入金でございます。

以上、3件の議案につきまして、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第47号（専決第9号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）〕についてから議案第49号（専決第17号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕についてまで、一括して詳細説明を申し上げます。

まず、議案第47号（専決第9号）〔高鍋町一般会計補正予算（第1号）〕についてでございますが、今回の補正は主に新型コロナウイルス感染症の対策に係る経費を計上したものでございます。

専決処分の日は、令和2年4月27日でございます。

歳出から御説明申し上げます。

予算書の8ページ、9ページをお開きください。

総務費につきましては、灯籠まつり中止に係る関連経費の減額でございます。一般管理費は、姉妹都市交流に係る食料費、文書広報費は灯籠まつりと同日実施のナイトウオーキングに係る広報番組委託、企画費は灯籠まつり実行委員会への補助金を、それぞれ減額するものでございます。

商工費、新型コロナウイルス感染症対策費負担金補助及び交付金の、新型コロナウイルス感染症緊急対策給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で3月、4月の売上げが5割以上減少した事業者に対し、一律10万円を給付するもので、700事業者を見込んだところでございます。

その下の緊急対策補助金でございますが、飲食業の売上げ減少を緩和するため、テイクアウト等の商品を購入する際に利用できるクーポンを発行するものでございます。

消防費、非常備消防費につきましては、操法大会中止に伴う関連経費の減額でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

教育費、事務局費につきましては、米沢市との姉妹都市交流事業の中止に係る関連経費の減額でございます。なお、本年度は本町が米沢市の児童を受け入れる年となっております。

12ページ、13ページをお開きください。

高鍋湿原費につきましては、県外研修の中止に伴う減額、企画展示事業費につきましては美術館の企画展及び特別展中止に伴う関連経費の減額でございます。

戻りまして、歳入の御説明をいたします。

6ページ、7ページをお開きください。

一番上の使用料、美術館使用料及び一番下の雑入につきましては、企画展、特別展、中止による使用料及びグッズ等の販売料の減額、2段目の県支出金、地方創生推進交付金は、ナイトウオーキング中止による減額、その下の繰入金、ふるさとづくり基金繰入金は、今

回の補正の財源として充当いたしましたところでございます。

次に、議案第48号（専決第12号）〔高鍋町一般会計補正予算（第2号）〕についてでございますが、今回の補正は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を盛り込んだ国の補正予算の成立を受け、関連経費を計上したものでございます。

専決処分の日は令和2年5月1日でございます。

歳出から御説明申し上げます。

予算書の10ページから13ページを御覧ください。

総務費、一般管理費は、特別定額給付金及び子育て世代への臨時特別給付金の支給に係る事務につきまして、会計年度任用職員を任用いたしますので、それに係る共済費でございます。

諸費、新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、全町民に一律10万円を支給する特別定額給付金の事務費及び給付金で、支給対象者を2万300人と見込んだところでございます。

12ページから15ページにかけてでございますが、民生費、新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金及び町単独事業といたしまして、さらに5,000円を上乗せする子育て世帯応援給付金の事務費及び給付金で、支給対象者を3,000人と見込んだところでございます。

また、13ページの下段、委託料の中に放課後児童健全育成事業委託といたしまして、小学校の臨時休業の延長に伴い、4月22日から5月1日の7日間、平日において午前中から開所する児童クラブに対し、開所及び人材確保等に要する経費を補助するもので、6児童クラブ分を計上をいたしました。

14ページ、15ページを御覧ください。消防費、新型コロナウイルス感染症対策費は、消毒液の購入でございます。

戻りまして、歳入の御説明をいたします。

8ページ、9ページをお開きください。

国庫支出金でございますが、特別定額給付金及び放課後児童健全育成事業委託、並びに子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、それぞれ国庫補助の対象となりますので、それぞれの費目に計上をいたしました。

繰入金、ふるさとづくり基金繰入金につきましては、今回の補正の財源としたところでございます。

戻りまして、4ページをお開きください。

債務負担行為でございます。宮崎県中小企業融資制度の新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付の融資期間が延長されたこと、及び対象となる融資額を増額したため、新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付1件の債務負担行為の設定をするものでございます。

次に、議案第49号（専決第17号）〔高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕について

でございますが、今回の補正につきましても、新型コロナウイルス感染症対策のための予算編成でございます。専決処分の日は、令和2年5月22日でございます。

歳出から御説明申し上げます。

予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

議会費、旅費につきましては、議員の行政調査が実施されなくなったことによる減額。

民生費、新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、ひとり親世帯に対して一律5万円を支給するひとり親世帯応援給付金の事務費及び給付金で、支給対象世帯を270世帯と見込んだところでございます。

商工費、新型コロナウイルス感染症対策費の新型コロナウイルス感染症緊急対策給付金につきましては、補正第1号で御説明いたしました売り上げの減少した事業者への10万円の給付につきまして、対象事業者の範囲に影響を受けた月を5月までに延長した上で、減少幅を2割まで引き下げ、対象となる事業者を拡大したところでございます。

また、プレミアム付き商品券発行事業補助金につきましては、低迷した購買、消費を喚起し、地域経済の早期回復を目指すもので、9,500円分の商品券を7,000円で販売するものでございます。9,500円の商品券の内訳といたしましては、飲食店及び交通機関で使用できるものが3,000円分、飲食店及び小売店で使用できるものが6,500円分となります。プレミアム率で言い換えますと、飲食店及び交通機関で使用できる分が50%、飲食店及び小売店で使用できる分が30%となります。発行部数は2万部で、6月下旬から販売を開始し、使用できる期間は10月末までを予定しているところでございます。

戻りまして、歳入の御説明をいたします。

6ページ、7ページをお開きください。

商工費、県補助金、応援消費プレミアム付き商品券発行事業補助金は、先ほど御説明いたしましたプレミアム付き商品券発行事業に対する補助金で、繰入金、ふるさとづくり基金繰入金につきましては今回の補正の財源として充当をいたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

日程第22. 報告第1号

日程第23. 報告第2号

○議長（青木 善明） 日程第22、報告第1号令和元年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第23、報告第2号令和元年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び令和2年度会計予算についてまで、以上2件を議題といたします。

町長の報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 報告第1号令和元年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び、報告第2号令和元年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び令和2年度※会計

※後段に訂正あり

算についてを一括して御報告申し上げます。

まず、報告第1号令和元年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、アフリカ豚熱等緊急総合対策事業ほか、14件の事業につきまして繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げます。

次に、報告第2号令和元年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び令和2年度会計予算についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告申し上げます。

以上、2件につきまして御報告申し上げます。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

○町長（黒木 敏之君） 済みません。訂正をお願いします。

「令和2年度会計予算について」を、「会計計算」と言ったようでございます。訂正いたします。

○議長（青木 善明） ここで暫時休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時51分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

.....

日程第24. 同意第3号

日程第25. 同意第4号

日程第26. 同意第5号

日程第27. 同意第6号

日程第28. 同意第7号

日程第29. 同意第8号

日程第30. 同意第9号

○議長（青木 善明） 日程第24、同意第3号高鍋町農業委員会の委員の任命についてから日程第30、同意第9号高鍋町農業委員会の委員の任命についてまで、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第3号高鍋町農業委員会の委員の任命についてから、同意第9号高鍋町農業委員会の委員の任命についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

同意第3号から同意第9号についてでございますが、これらにつきましてはいずれも現在の農業委員会の委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となりますことに伴い、同意第3号につきましては上野光正氏を、同意第4号につきましては松崎久範氏を、同意第5号につきましては幸妻正浩氏を、同意第6号につきましては山口裕三氏を、同意第7号につきましては坂本弘志氏を、同意第8号につきましては松井正一郎氏を、同意第9号につきましては坂元洋子氏を委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、7件につきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、略歴の説明を求めます。農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） これより、御審議をいただきます同意第3号から第9号につきまして、略歴の御紹介をさせていただきます。

まず、同意第3号、氏名、上野光正、生年月日、昭和28年8月6日、現在66歳でございます。現住所、高鍋町大字持田3073番地4。最終学歴、昭和51年3月、神奈川大学卒業。職歴等、昭和52年4月、宮崎県土地改良事業団体連合会、平成25年3月、同上を退職、平成25年8月、小丸川土地改良区、令和2年3月、同上を退職、現在に至っております。

続きまして、同意第4号、氏名、松崎久範、生年月日、昭和30年5月22日、現在65歳です。現住所、高鍋町大字上江6724番地。最終学歴、昭和49年3月、宮崎県立高鍋農業高等学校卒業。職歴等、昭和49年4月、塩水港精糖株式会社、昭和53年6月、同上を退職、昭和53年7月、農業、平成30年12月、高鍋町農業委員会の委員で、現在に至っております。

続きまして、同意第5号、氏名、幸妻正浩、生年月日、昭和30年10月17日、現在64歳です。現住所、高鍋町大字上江5665番地1。最終学歴、昭和49年3月、建設大学卒業。職歴等、昭和49年4月、株式会社間組、昭和50年12月、同上を退職、昭和51年7月、有限会社大岩通信、昭和63年3月、同上を退職、平成元年7月、農業、平成18年4月、高鍋町農業委員会の委員、平成21年5月、同上を退任、平成29年7月、高鍋町農業委員会の委員で、現在に至っております。

続きまして、同意第6号、氏名、山口裕三、生年月日、昭和30年11月13日、現在64歳です。現住所、高鍋町大字南高鍋7173番地。最終学歴、昭和54年3月、青山学院大学卒業。職歴等、昭和57年4月、I J P C イラン、昭和59年10月、同上を退職、昭和59年11月、農業、平成29年7月、高鍋町農地利用最適化推進委員、現在に至っております。

続きまして、同意第7号、氏名、坂本弘志、生年月日、昭和32年6月1日、63歳です。現住所、高鍋町大字上江4647番地1。最終学歴、昭和55年3月、近畿大学卒業。職歴等、昭和55年4月、農業、平成11年7月、高鍋町農業委員会の委員で、現在に至っております。

続きまして、同意第8号、氏名、松井正一郎、生年月日、昭和36年9月16日、58歳です。現住所、高鍋町大字北高鍋908番地。最終学歴、昭和60年3月、専修大学卒業。職歴等、昭和60年4月、農業、平成29年7月、高鍋町農地利用最適化推進委員で、現在に至っておられます。

続きまして、同意第9号、氏名、坂元洋子、生年月日、昭和40年12月5日、54歳です。現住所、高鍋町大字上江6649番地271。最終学歴、昭和59年3月、宮崎県立高鍋高等学校卒業。職歴等、昭和59年4月、児湯農業協同組合、昭和61年1月、同上を退職、昭和61年2月、農業で、現在に至っておられます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

ここで、坂本弘志氏が議場におられますので、退場をお願いいたします。

〔農業委員会会長 坂本 弘志君 退場〕

○議長（青木 善明） これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） どんな基準で任命されたのか、また女性は1名であるんですけども、農業委員となるにあたり、男性であるほうが有利なのかどうかをお伺いしたいと思います。

また、農地利用最適化推進委員との違いは何なのか、今回2名の方が農業委員と選ばれたようですが、また新たな最適化推進委員を選出することになると思いますけれども、それとの関係はどうなるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（飯干 雄司君） お答えいたします。

まず最初の御質疑、基準でございますが、5月21日に農業団体の代表者2名、あと学識経験者、そのほか町職員からなる選定委員会を開いております。

その中で、申し込み書類に基づきまして審議を行なった結果、今回同意案件として上程いたしました7名の候補者として選定して、今回の議会で同意をいただくものでございます。

あと、女性についてでございますが、農業委員会等に関する法律の中で、委員の選定におきましては性別、年齢等に偏りがないこととございます。という、その規定に基づき、できるだけ女性を農業委員として登用しなさいというような国の意向もございますので、今回、女性が1名入っているというわけでございます。

あと、農業委員と農地利用最適化推進委員の任務の違いについてでございますが、農業委員につきましては町全体の農業に関するいろいろな許認可関係を決定する権限を持っております。それに対しまして、農地利用最適化推進委員につきましては御自分の担当地区において意見を述べて、農業の発展に寄与することを目的といたしております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前11時10分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（飯干 雄司君） 失礼いたしました。

女性は1名だけでしたが、いろいろ応募、推薦の中で上がってきたのは、最終的に1名だけだったということでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど、委員会の事務局長が答弁されたと思います。やはり、この中でたった1名の女性というのは非常に少なすぎると、やはりこれには選定委員会も含めて候補者の中に女性が入るように、ある程度農業者、そして一般からの推薦もできると思いますので、そういうことも含めて、やはり農業に興味を持っていただく、関心を持っていただくという意味から、もう少し推薦者が出てこなかったのかと非常に残念でなりません。

確かに、町議会も私1名女性となりましたけれども、やはり女性が少ないということは、世界でやはりSDGsじゃありませんけれども、やっぱりジェンダー問題、いろんな女性がやっぱり輝く社会でないといけないということも、再三町長も言われておられますので、やはりそこ辺のところをもう少しきちんとしてほしかったなと思うのが、まず一つあるんですけれども、その候補者の中に1名しかいなかったというのは推薦者がいなかったということで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（青木 善明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（飯干 雄司君） 推薦がなかったということでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

本7件は人事案件でありますので、討論を省略し、これから1議案ごとに採決を行います。

まず、同意第3号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、同意第3号高鍋町農業委員会の委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立

願います。

[賛成者起立]

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、同意第4号高鍋町農業委員会の委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、同意第5号高鍋町農業委員会の委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、同意第6号高鍋町農業委員会の委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、同意第7号高鍋町農業委員会の委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、同意第8号高鍋町農業委員会の委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、同意第9号高鍋町農業委員会の委員の任命については同意することに決定いたしました。

ここで、坂本弘志氏の入場を許可いたします。

[農業委員会会長 坂本 弘志君 入場]

日程第31. 議案第50号

日程第32. 議案第51号

日程第33. 議案第52号

日程第34. 議案第53号

日程第35. 議案第54号

日程第36. 議案第55号

日程第37. 議案第56号

日程第38. 議案第57号

日程第39. 議案第58号

○議長（青木 善明） 日程第31、議案第50号令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業についてから、日程第39、議案第58号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上9件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第50号令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業についてから、議案第58号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第50号令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業についてでございますが、本案につきましては川南町、高鍋町及び都農町が、事業主体として本事業を施行することについて、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第51号高鍋町税条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては令和2年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部を改正する法律において、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し、国税における連結納税制度の見直し等が行われたこと、また新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が、納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための地方税法等の一部を改正する法律において、寄附金※増額控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の特例が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第52号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、国民健康保険税につきましては国民健康保険の運営主体である県に納める納付金を確保するため、段階的に引き上げを行う予定でございましたが、国民健康保険基金の残高や、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の収入の減少等を勘案し、令和2年度については税率を引き下げることとするもので、そのための税率等所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第53号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては国内の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者等にかかわる傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第54号高鍋町介護保険条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に基づき、低所得者に対する保険料軽減強化、及び新型コロナウイルス感染症の影響によ

※後段に訂正あり

る場合の介護保険料減免の要件緩和を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第55号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては県が重度障がい者の経済的負担等の軽減を図ることを目的として、令和2年8月診療分より、外来の給付方式を償還払いから現物給付へと変更することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第56号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございますが、本案は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条に規定する承認地域経済牽引事業を行うための設備投資に対する固定資産税の特別措置により、町の成長発展の基盤強化を図るため本条例を制定するものでございます。

次に、議案第57号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ4億9,139万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億5,330万3,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では新型コロナウイルス感染症対策として、放課後児童健全育成事業委託、学校給食への和牛肉等提供推進事業、海水浴場等観光施設管理業務委託などの増額のほか、宮越ポンプ場整備事業化に伴う町道設計業務委託、舞鶴公園改修等実施設計業務委託、舞鶴団地外壁等改修事業、避難所用備品購入事業、小中学校校内通信ネットワーク整備事業、児童生徒用パソコン端末購入事業、東中学校トイレ改修事業、井上商店スポーツセンター、総合体育館大規模改修事業等の増額及び高鍋町観光協会補助金や、社会資本整備総合交付金事業等の減額で、財源といたしましては国県支出金、繰入金、繰越金及び町債等でございます。併せまして、債務負担行為につきまして教育委員会事務所等借り上げ料1件の追加、継続費につきまして、総合体育館大規模改修事業の追加、地方債につきまして都市公園建設事業ほか5件の追加、及び町単独道路改良事業ほか1件の変更を行うものでございます。

次に、議案第58号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億2,436万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、国民健康保険税率の改正に伴う財源調整でございます。

以上、9件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

.....

午前11時23分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。町長。

○町長（黒木 敏之君） 失礼しました。

議案第51号でございますけれども、寄附金の税額控除の特例というところ、寄附金の増額と申し上げたようでございます。税額に修正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時24分散会
